これからの言語保全研究を考える

寺尾智史. 2021.

『ミランダ語が生まれたとき:ポルトガル・スペイン辺境における言語復興史』 津: 三重大学出版会.

愛知県立大学大学院国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程
川端ひな

本書は1998年にポルトガル共和国議会において「言語」として承認された「ミランダ語」の言語保全史を紹介した書籍である。筆者は言語多様性の保全・継承や言語政策について研究している寺尾智史であり、現在は一橋大学の教授である。以下本稿では、「言語」としての地位を得たものを「ミランダ語」、「方言」として扱われているものを「ミランデーシュ」と区別して論述していく。

本書は「はしがき」、序章から第四章と「おわりに」の七部から構成されている。

「はしがき」ではミランダ語が「方言」から「言語」になることができた要因や今後の展望を、ミランダ語の保全史を追いながら考察していくという本書の目的が提示される。

序章では、まずミランダ語成立に影響を与えた存在として、スペインの動向が指摘される。スペインとの国境沿いに分布するミランダのことばは、スペインの政治状況に応じる形で言語学者による位置づけやことばの名称を変化させた。また、本章では本書における「方言」と「言語」の区分が示される。そこで筆者は「方言」が「言語」になれる要因として、「小集団のことばの『言語』としての独自性について、集団内、もしくは第三者の主張が存在すること」「その主張を『権威』が認めること」(p.16)を挙げている。

第一章ではミランデーシュについて記述した言語学者レイテ・デ・ヴァスコンセロス(1881-1941年)の経歴が語られる。ヴァスコンセロスによるミランデーシュの「発見」は「ポルトガル性」の自画自賛を目的とした政治的・文化的な意向の中で評価された。また、ヴァスコンセロスの主著『ミランデーシュの言語学的研究』(1900年)ではミランデーシュはポルトガル語の「方言」とされた一方で、スペインの言語学者メネンデス・ピダル(1869-1968年)はミランデーシュを「スペイン語(レオン方言)の下位(亜)方言」とした。このことに対し筆者は、ピダルの主張は「ポルトガルの中に息づくスペインの言語的伝統」としての役割をミランデーシュに担わせるものであったと指摘している。このミランデーシュの帰属論争は、ミランデーシュの保全のあり方にも影響を与えている。

第二章ではミランデーシュの保全・振興に尽力した人物として司祭アントニオ・マリア・モウリーニョ(1917-1996年)が紹介される。ポルトガル政府は、ポルトガル人は生来「多様性を認める開放的国民性を持つ」ことを喧伝しており、ミランデーシュは多様性尊重を示す政治装置として積極的に利用された。モウリーニョのミランデーシュによる詩集『わがたましい、わが大地』(1961年)がリスボン国立印刷所から出版されたことも、その一端を担うものであったと筆者は

考察している。モウリーニョの生涯を通したミランデーシュへの情熱は、ミランデーシュの言語としての格上げ、「ミランダ語」認知への大きな後押しとなったとされる。

第三章では、1970年代初頭においてはミランデーシュの積極的な保全を唱える人々でさえ、ミランデーシュを「方言」として捉えていたという点が指摘される。しかし、スペインのフランコ総統の死去(1975年)によって活性化したスペイン国内の言語復興運動にミランデーシュも巻き込まれる中で、変化が生じた。最終的に、1998年にはポルトガル共和国議会においてミランダ語言語法が承認される。この言語法の問題点として、筆者は「ミランダ市以外のミランダ語話者」についての言及がないこと、ミランダ語の具体的な使用規定がないことなどを指摘している。

第四章では、まずミランダ語言語法成立におけるポルトガル国民の反応が紹介される。国民はおおむね好意的な意見を示したが、ポルトガルの一体性を損なうものであるとして、法の制定に反対する意見もあった。また、法律の庇護を受けない「ミランダ語域」についてはミランダ語話者が残存しているかどうかの調査さえ行われていないことから、法的庇護の拡大と集落の言語生活の詳細な実態把握の必要性が指摘される。最後に、ミランダ語の言語状況が家庭・学校・地域コミュニティの各側面から紹介される。家庭内におけるミランダ語使用は減少傾向にあり、言語継承は困難な状況にある。そのためミランダ語の存続は学校教育と地域コミュニティにかかっているが、地域コミュニティについては過疎化やインターネットの発達などの要因によってその機能が低下していることが指摘されている。

「おわりに」では、ミランダ語が「言語」として成立した要因をまとめつつ、ミランダ語が「言語」として認知されたものの、ミランダ語を学ぶ権利や行使する権利は限定的なものであるということが改めて指摘される。加えて筆者は、言語マイノリティに「言語」としての称号が賦与されるとき、言語マイノリティの内側に新たに「方言」という言語差別が再生産されていくと指摘する。これは「ことば」を「言語―方言」と分類して序列化することの限界を示唆しており、この問題を解決するためには「言語内言語」という枠組みが必要であると筆者は主張する。

本書の論点として評者は、「方言と言語の区分」「少数言語話者人口の計数可能性」「言語内言語という考え方」の三点を挙げる。

一点目は「方言と言語の区分」についてである。筆者はこれに関して「『ことばの違い』を追認するうえで、どこまでが科学的な分類で、どこからが人間集団間の感覚的な社会認知であるかを明確に線引きする必要がある」(p.16)と指摘していた。言語の名称が時代や社会情勢によって変化してきたことは、今回取り上げられていたミランデーシュをめぐる名称のブレからも理解できる。少数言語の振興において、少数言語の保全グループは、その言語の独自性や意義の根拠をその歴史などに求め、同じ言語・文化・歴史を共有する者としての連帯が求められることが多い。しかし、本書が指摘する、「『ミランダ語話者』であることが『ミランダ民族』といった民族意識と結びつかない」(p.155)ということは「『エスニシティ』と『言語』がいつもセット」(p.155)として語られる従来の言語保全の状況に疑問を投げかけ、「ナショナリズムなき言語保全」(p.149)の可能性を示唆している。

二点目は「少数言語話者人口の計数可能性」についてである。本書を通してミランダ語話者人口や、ミランダ語能力を示す具体的な数字は出てこない。これについて筆者は、ミランダ地域の過疎化や移民の影響によってミランダ語話者人口を計数することは困難であると説明している。この点について評者は、言語法の制定に伴い、今後具体的な使用規定の整備が進

められ、本格的に教育カリキュラムにミランダ語を組み込んでいく際に、話者人口や言語能力などは必要な指標であると考える。グローバル化の進展やインターネットの発展によって言語話者人口の算出が困難になっている中で、ミランダ語の保全運動、その他の言語保全はそのゴールとして何を設定するのか、という問題は、今後の言語保全を考える上で示唆深い。また、本書では言語法制定の背景で具体的にどのような運動が展開されたのかについては詳しく言及されていなかったため、今後の著作に期待したい。

三点目は、「言語内言語の考え方」についてである。筆者はその著書(たとえば寺尾 (2012)、寺尾 (2017)など)のなかで度々「言語内言語」という考え方の可能性について言及している。ある方言ないし地域言語が「言語」としての地位を確立すると、これまでマジョリティに抑圧されてきたマイノリティであるそれらの内部にも、新たなマイノリティが生産されてしまうという指摘は、他の少数言語研究においてもしばしば触れられている。そうした中で、筆者の「言語内言語」という考え方は、それぞれが持つ言語文化を尊重するという点や、これまで自明視されてきた、言語一方言といったことばの分類について再考を促すという点において意義深い。しかし、「方言」という表現を「言語」に変えたからといってそれが「『方言』ということばについてまわるマイナスイメージを払拭する」(p.158)ことができるのかという点には疑問が残る。

本書では「単一言語国家」とされてきたポルトガルにおいて、ミランダ語の言語法が制定された後に、ポルトガル語が国家公用語であることが憲法で明文化されたことが示される。これによってポルトガルの「内なる言語多様性」(p.99)が確認された。このことは、同様に「単一言語国家」であるという認識が長らくなされており、いまだ国家公用語の規定が憲法にない日本にとっても示唆深いものであると評者は考える。

本書には適宜適切な写真や地図が挿入され、脚注も充実しており、ポルトガルやミランダといった地域に初めて触れる人にとっても、当該地域について想像しやすいように工夫されている。ミランダの事例から新たな言語保全の可能性を示唆する本書は、言語の研究を志す者に勧めたい一冊である。

文献一覧

寺尾智史. 2012.「少数言語として切り取られることは言語多様性保全につながるか:ヨーロッパ最周縁を起点として」『多言語主義再考:多言語状況の比較研究』東京:三元社,84-117.

寺尾智史. 2017. 『言語多様性の継承は可能か: 新版・欧州周縁の言語マイノリティと東アジア』東京: 彩流社.